

第60回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録
(意見及び回答)

日 時:令和5年2月7日(火)~13日(月)

場 所:書面開催

第60回岐阜県国土利用計画審議会 議事に対する意見への回答

意見	
<p>太陽光発電の設置など森林の中での伐採などは、静岡県の上砂災害の例もあるように、設置時の十分な検討をされることを期待したいです。</p>	
回答	
<p>森林内での1ヘクタールを超える開発行為については、その防災計画が適切であるかなどについて審査するとともに、完了時には現地確認も行っております。</p> <p>今後も上砂災害や水害の防止対策がとられた事業計画になっているかなどの審査を行うとともに、関係機関とも連携を図りつつ適切な指導を行ってまいります。</p>	

意見	
<p>太陽光発電の事業地の利用について、改変面積が10ヘクタール以下であることから環境影響についての評価が行われていないかもしれないため、参考までに意見を述べさせていただきます。</p> <p>当該場所は、地形や植生から見て、オオタカ・サシバ・フクロウ類など、小型猛禽類の生息場所となっている可能性があると推察します。山林での太陽光発電は、野生動物への悪影響が指摘されていることもあり、改変前に環境への影響評価ができる体制があるとよいと考えます。</p>	
回答	
<p>岐阜県では、岐阜県自然環境保全条例に基づき、宅地の造成等の開発行為であって規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、自然環境の保全のために必要な事項等を内容とする自然環境保全協定を知事と締結することとなっており、太陽光発電施設の建設については、面積が5ヘクタールを超える場合が対象となっています。</p> <p>協定締結に先立ち、事業者には行為地の自然環境を把握し、保護を必要とする動植物種が確認された場合には、それらを保護するための対策を履行するよう求めているところです。</p> <p>今後も、同条例を適切に運用し、良好な自然環境の維持に努めてまいります。</p>	

意見	
	<p>変更案 1-6 すべてについてですが「既に利用されている」ことから農地、森林として利用・保全する必要がないから縮小する、というのが理由になっている。そもそも農地や森林として利用・保全する計画であったのに、既にほかの用途に利用されているのはなぜなのか。それでは計画を策定した意味がないのではないか。</p>
回答	
	<p>今回お諮りした審議案件については、別途、個別法(森林法、農地法等)に基づく許可申請等の手続きが行われ、個別法所管課による審査を経て転用された土地となります。そのため、ご審議いただいた資料には変更理由として「既に他用途に転用されている。」という内容を記載させていただきました。今後は、個別法所管課と調整のうえ変更理由を分かりやすく説明するよう努めてまいります。</p> <p>なお、既に転用された土地についても、当国土利用計画審議会の審議案件とさせていただきます理由としては、国土利用計画法第10条に「土地利用の規制に関する措置等」が規定されており、国土交通省が定める運用指針(※)において、「開発行為の具体的な規制その他土地利用に関する措置等については、個別法に委ねている」、さらに「関係行政機関に土地利用基本計画に即して個別法のゾーニングや開発行為の許可等を行うことを要請する」とされていることから、個別法と調整を図りながら土地利用基本計画図の変更を行っているためです。</p> <p>また、土地利用基本計画図は都市計画などの個別計画に利用されているとともに、一般にも公開していることから、変更(更新)を行っていく必要があると考えております。</p> <p>今後も、国の運用指針や委員の方々の意見を参考とし、個別法を所管する関係各課と調整を図りながら、速やかに変更手続きが行えるよう連携してまいります。</p> <p>(※) 「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」</p>